合併処理浄化槽 をご使用の皆様へ



補助金制度

をご利用ください。

家庭用の合併処理浄化槽を適正に維持管理している方に対し、費用の一部を補助します。直近の**清掃日から過去１年以内**に**保守点検３回以上、法定検査１回**を実施している場合、補助金の交付対象になります。

補助金は１０年間で、最大１０回受けられます

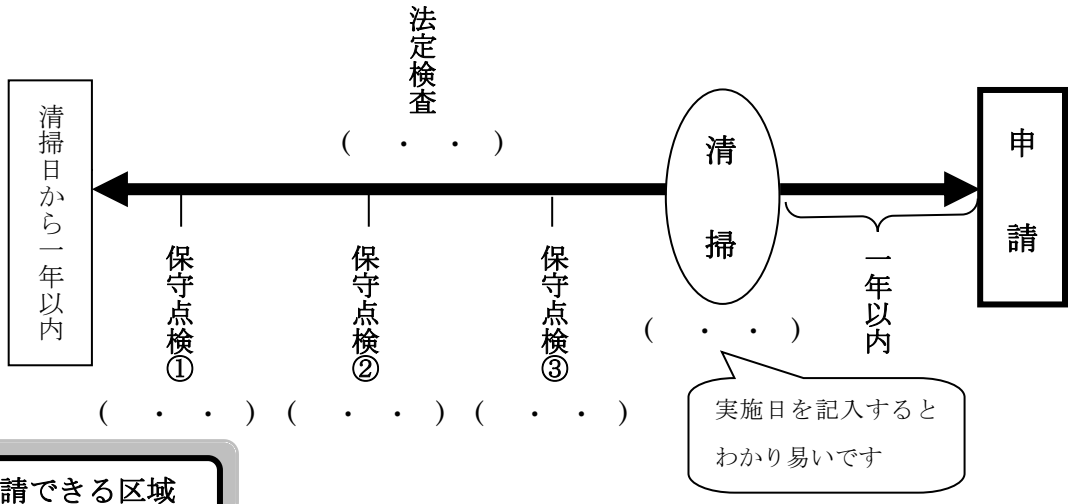

申請できる区域

下水道供用開始区域及び農業集落排水処理開始区域を除く区域

補助金額

５人槽：15,000 円　６人槽：16,000 円　７人槽：17,000 円
８人槽：18,000 円　９人槽：19,000 円　１０人槽：20,000 円



申請に必要なもの

裏面の申請書類チェックリストを参照してください。

申請期限

清掃日から１年以内

No.	申請書類チェックリスト	確認
1	浄化槽は合併処理浄化槽ですか？　単独処理浄化槽は対象外です。	
2	①交付申請書兼交付請求書（申請窓口と市ホームページにあります） ②納税証明書（同意書により職員が納税状況を確認することを承諾された場合は不要です）	
3	清掃記録の写し（清掃日から１年を過ぎると申請できません）	
4	保守点検記録の写し（清掃日から過去１年以内に３回以上実施したもの）	
5	法定検査結果書の写し（清掃日から過去１年以内に受けたもの） 『浄化槽法第7条検査結果書』又は『浄化槽法第11条検査結果書』 法定検査実施機関　：　（一社）埼玉県浄化槽協会　℡048-501-5707	
6	押印（スタンプ印は不可）〇捨印の押印もお願いします ◎「氏名」欄に申請者本人が自署する場合は、同欄への押印を省略することができます	
7	振込口座は申請者名義のものですか？	
8	※併用住宅の場合：住宅部分が２分の１以上であることを確認できる書類	
9	※法定検査の結果が不適正と判定された場合：改善状況が確認できる書類	

※　は、該当する場合のみご用意ください。

（注）１度申請に使用した添付書類の実施日は、次回以降の申請時には使用できません。

申請窓口・問合せ先

- **環境部環境推進課（江南庁舎 2F）　℡　048-536-1570**
- **妻沼行政センター地域振興係　　℡　048-588-1321**

～～～浄化槽を正しく使いましょう　　子どもたちにきれいな水を～～～

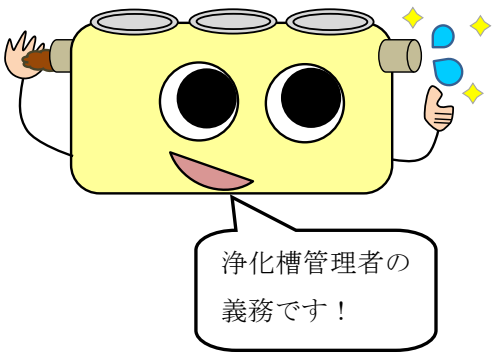

清　　掃　　毎年１回以上実施しなければなりません

保守点検　　浄化槽の大きさなどにより点検回数が定められています

法定検査　　毎年１回実施しなければなりません